官報
（号外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○野菜生産出荷安定法の規定に基づき、野菜指定産地を指定した件の一部を改正する件（農林水産六七五）　一
○補助事業等により取得した財産等の処分制限期間を定める件の一部を改正する件（環境二四）　三
○浄化槽の型式の認定について（中国地方整備局六七）　三
〔人事異動〕
最高裁判所　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三七
特殊法人等
外務省共済組合定款の一部変更、中日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、税理士登録抹消、日本弁護士連合会懲戒処分関係　七
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　七
会社その他
会社決算公告　九

その他告示

○農林水産省告示第六百七十五号

野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第百三号）第六条第一項及び第七条第一項の規定に基づき、平成十七年農林水産省告示第九百四十四号（野菜生産出荷安定法の規定に基づき、野菜指定産地を指定した件）の一部を次のように改正し、同法第六条第三項及び第七条第二項において準用する同法第四条第五項の規定に基づき、告示する。

令和八年五月八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	
一・二　（略）	
三　冬キャベツ	
野菜指定産地名	区域
上川北部	北海道上川郡和寒町及び剣淵町
児玉	埼玉県本庄市及び児玉郡美里町
（略）	（略）
四　夏秋きゅうり	
野菜指定産地名	区域
（略）	（略）
（削る。）	（削る。）
（略）	（略）

改正前	
一・二　（略）	
三　冬キャベツ	
野菜指定産地名	区域
上川北部	北海道上川郡和寒町及び剣淵町
（新設）	（新設）
（略）	（略）
四　夏秋きゅうり	
野菜指定産地名	区域
（略）	（略）
長生	千葉県茂原市及び長生郡
（略）	（略）